

## 岡崎市市民参加型市政の推進に関する指針（素案）

### （目的）

第1条 この指針は、市民参加型市政の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の合意形成過程における更なる市民参加を促進し、市民が共感や納得感を得られる市政運営を行い、市の魅力や市民の岡崎愛を向上させ、もって市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加型市政 検討及び構想段階から市民に向けて積極的に情報を発信した上で、幅広く市民参加の機会を提供し、多様な意見を聴き取りながら、広く市民の英知を結集して、計画の策定や事業の推進を図っていく制度をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 本市の区域内に住所を有する者
  - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
  - エ アからウまでに掲げる者のほか、実施機関が必要と認める者
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者及び消防長をいう。

### （情報共有）

第3条 実施機関は、市民参加型市政を推進するため、市民との情報共有に努めるものとする。

- 2 実施機関は、市政に関する正確でわかりやすい情報を迅速に提供し、これを市民が容易に得られるよう努めるものとする。

### （市民参加の拡充推進）

第4条 実施機関は、積極的に市民参加の機会を設け、市民の意見等を施策へ反映するよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、市民参加により提出された市民の意見等を施策へ反映することができない場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民に対し、これを説明しなければならない。

### （市民参加の対象）

第5条 実施機関は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参加の機会を設けなければならない。

- (1) 岡崎市パブリックコメント手続要綱第3条の規定により、パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等の策定
- (2) 未来投資計画事業の推進

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参加の機会を設けないことができる。

- (1) 市の基本的な政策等の策定のうち、岡崎市パブリックコメント手続要綱第4条の規定によりパブリックコメント手続の対象としないこととしたもの
- (2) 未来投資計画事業の推進のうち、その性質上市民参加になじまない又は市民参加の余地がないと実施機関が判断したもの
- (3) その他やむを得ない理由があるもの

3 実施機関は、前項第3号の規定により市民参加の機会を設けないこととした場合においては、その理由を公表しなければならない。

4 実施機関は、予算に関する事項その他第1項各号に該当しない事項においても、市民参加の機会を設けるよう努めるものとする。

(市民参加手法)

第6条 広く市民へ市政の情報を発信し、参加を求めるための手法（以下「市民参加手法」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、市政だより等による情報発信
- (2) アンケート
- (3) 市民広聴会
- (4) オープンハウス
- (5) シンポジウム
- (6) ワークショップ
- (7) グループヒアリング
- (8) 地域（地元）説明会
- (9) ニュースレター・パンフレット
- (10) 現地見学会
- (11) 出前講座
- (12) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める手法

2 前項各号に掲げる市民参加手法のほか、次に掲げる制度等に基づく取組を行う場合は、その要綱等を遵守し、適切かつ積極的に市民参加を推進するものとする。

- (1) パブリックコメント
- (2) 法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関
- (3) その他法律又は条例の規定により実施が定められているもの

3 実施機関は、より効果的で新たな市民参加手法について必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市民参加手法の実践)

第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる市民参加手法のうちから、事案の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実践するものとする。

2 実施機関は、市民参加手法を実践しようとするときは、次に掲げる事項に留意す

るものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を求めるため、原則として複数の手法を併用すること。
- (2) 特定の地域を対象とする施策については、対象となる地域に関わりのある市民が参加できるようにすること。

(公表)

第8条 実施機関は、市民参加手法を実践するに当たっては、次の各号のいずれかに掲げる方法により、あらかじめその目的、実施時期その他必要と認める事項を公表し、実施後は、その結果について公表するものとする。

- (1) 市の窓口での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

(委任)

第9条 この指針に定めるもののほか、市民参加型市政の推進に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この指針は、令和3年 月 日から施行する。
- 2 市長は、この指針の施行後1年を目途として、この指針の規定について見直しを行い、適切な措置を講ずるものとする。